

平成 26 年 6 月 12 日

第 2 回 定例 会議 案

登米市議会

議員 番

議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	1
諮問第4号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	2
報告第1号	継続費繰越計算書について	3
報告第2号	繰越明許費繰越計算書について	5
報告第3号	事故繰越し繰越計算書について	12
報告第4号	平成25年度登米市水道事業会計予算の繰越計算書について	14
報告第5号	平成25年度登米市病院事業会計予算の繰越計算書について	16
議案第73号	平成26年度登米市一般会計補正予算（第3号）	別冊
議案第74号	平成26年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第75号	平成26年度登米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第76号	平成26年度登米市介護保険特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第77号	平成26年度登米市土地取得特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第78号	平成26年度登米市下水道事業特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第79号	平成26年度登米市宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第80号	平成26年度登米市水道事業会計補正予算（第1号）	別冊
議案第81号	平成26年度登米市病院事業会計補正予算（第1号）	別冊
議案第82号	平成26年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第1号）	別冊
議案第83号	登米市いじめ問題対策連絡協議会条例の制定について	18
議案第84号	登米市いじめ防止対策調査委員会条例の制定について	20

議案第 85 号	登米市いじめ調査結果検証等委員会条例の制定について	22
議案第 86 号	登米市税条例及び登米市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について	24
議案第 87 号	登米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	31
議案第 88 号	登米市火災予防条例の一部を改正する条例について	32
議案第 89 号	登米市水道事業給水条例の一部を改正する条例について	34
議案第 90 号	登米市企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について	36
議案第 91 号	登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例について	37
議案第 92 号	建設工事委託に関する基本協定の締結について	38
議案第 93 号	財産の取得について	39
議案第 94 号	財産の取得について	40
議案第 95 号	市道路線の認定について	41
議案第 96 号	登米市辺地総合整備計画の策定及び変更について	42
議案第 97 号	登米市過疎地域自立促進計画の変更について	43

諮詢第3号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求める。

平成 26 年 6 月 12 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

住 所	登米市迫町北方字新土手 95 番地 1
氏 名	東 敬 三
生年月日	昭和 22 年 4 月 18 日

諮詢第4号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

平成26年6月12日提出

登米市長 布 施 孝 尚

住 所	登米市津山町柳津字入土50番地
氏 名	千 葉 豊 光
生年月日	昭和30年2月3日

報告第 1 号

継続費繰越計算書について

平成 25 年度登米市一般会計予算の継続費年割額に係る経費のうち支出を終わらなかったものについて、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 145 条第 1 項の規定により報告する。

平成 26 年 6 月 12 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

平成25年度 登米市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	平成25年度継続費予算現額				左の財源内訳			
				予算計上額	前年度繰越額	支出額 及び 支出見込額	計	翌年度度繰越額	繰越金	特定財源	
										国県支出金	地方債
4衛生費	2清掃費	一般廃棄物第二最終処分場整備事業	2,388,800,000	800,000,000	800,000,000	800,000,000	800,000,000	800,000,000	533,334,000	266,666,000	266,666,000
	合計		2,388,800,000	800,000,000	800,000,000	800,000,000	800,000,000	800,000,000	533,334,000	266,666,000	266,666,000

報告第2号

繰越明許費繰越計算書について

平成25年度登米市一般会計予算、登米市介護保険特別会計予算、登米市下水道事業特別会計予算及び登米市宅地造成事業特別会計予算の繰越明許費について、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成26年6月12日提出

登米市長 布施孝尚

平成25年度 登米市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	国庫支出金	地方債
3 民生費	1 社会福祉費	高齢者福祉施設管理運営事業	1,454,000	円	円	円	円
	2 児童福祉費	児童福祉施設管理事業	9,134,000	8,986,000	5,609,000		3,377,000
4 衛生費	1 保健衛生費	市営墓地管理事業	1,500,000	1,500,000	1,500,000		
	2 清掃費	住宅用太陽光発電システム設置事業	3,226,000	668,000			668,000
6 農林水産業費	1 農業費	塵芥処理施設管理事業	9,444,000	9,444,000			9,444,000
	2 林業費	一般廃棄物処理施設整備事業	5,917,000	5,917,000	1,972,000		3,945,000
7 商工費	2 觀光費	屎尿処理施設管理事業	24,350,000	24,350,000	21,970,000		2,380,000
	3 河川費	農業振興事業	7,950,000	7,950,000	7,950,000		
8 土木費	2 道路橋りょう費	農業災害復旧支援事業	44,400,000	44,400,000	44,400,000		
	3 河川費	畜産振興事業	45,095,000	32,949,000			32,949,000
9 市政費	1 一般管理費	林業施設管理事業	11,531,000	10,374,000	5,859,000		4,515,000
	2 一般管理費	公園等管理事業	5,325,000				20,000
10 税金	1 一般税	観光施設管理事業	4,620,000	4,620,000		4,600,000	
	2 地方税	道路維持補修事業	45,152,000	45,152,000			45,152,000
11 資本費	1 一般会計繰入金	道路新設改良事業	152,653,000	143,688,000	200,000	38,485,000	41,700,000
	2 一般会計繰入金	橋りょう維持補修事業	29,000,000	19,886,000		11,760,000	7,100,000
12 財政調整費	1 一般会計繰入金	河川維持補修事業	3,425,000	3,425,000			3,425,000
	2 一般会計繰入金	都市計画総務一般管理事業	6,544,000	6,544,000			6,544,000

平成25年度登米市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既取入特定財源	左の財源内訳		
						国県支出金	未収入特定財源	
							地方債	その他
8 土木費	4 都市計画費	景観形成事業	8,848,000	8,445,000	円	4,050,000	円	395,000
		都市排水路整備事業	8,333,000	8,333,000	円	4,000,000	円	8,333,000
	6 住宅費	住宅管理事業	29,265,000	26,000,000	円			26,000,000
9 消防費	1 消防費	災害公営住宅整備事業	606,261,000	606,261,000	円		522,685,000	83,576,000
		常備消防一般管理事業	200,000	200,000	円			
		消防施設設備維持管理事業	632,000	632,000	円			
		消防出張所整備事業	44,050,000	22,354,000	円		10,200,000	12,154,000
		災害対策事業	141,411,000	124,365,000	円	100,000	103,600,000	20,665,000
		再生可能エネルギー等導入事業	65,188,000	25,254,000	円	25,124,000		130,000
		小学校管理運営事業	19,771,000	15,021,000	円			15,021,000
		小学校建設事業	37,617,000	37,616,000	円		34,000,000	3,616,000
		中学校管理運営事業	6,159,000	2,355,000	円			2,355,000
5 社会教育費	2 小学校費	公民館施設管理事業	15,876,000	12,480,000	円	5,526,000		6,954,000
	6 保健体育費	体育施設管理事業	15,002,000	149,218,000	円	143,377,000		8,577,000
		体育施設整備事業	149,218,000	143,377,000	円		134,800,000	24,807,000
7 学校給食費	7 学校給食費	給食センター建設事業	27,038,000	24,807,000	円			24,807,000
	1 農林水産施設	農業用施設災害復旧事業	2,522,000	2,522,000	円	841,000	300,000	1,381,000
		災害復旧費	56,213,000	49,294,000	円	5,025,000		44,269,000
11 災害復旧費	3 文教施設災害復旧費	公立学校施設災害復旧事業						

平成25年度 登米市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入特定財源			左の財源内訳		
					国県支出金	地方債	未収入特定財源	その他	一般財源	
11 災害復旧費	3 文教施設災害復旧費	社会教育施設災害復旧事業	495,516,000	458,880,000	円	円	円	円	円	円
	合 計		2,139,840,000	1,937,217,000	40,764,000	445,517,000	340,300,000	522,685,000	587,951,000	

(別紙)

平成25年度 登米市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	国県支出金	未収入特定財源
1 総務費	1 総務管理費	総務一般管理事業	円	円	円	円	円
	合計		1,543,000	1,543,000			1,543,000

平成25年度 登米市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	国県支出金	地方債	その他	一般財源
1 総務費	2 施設管理費	公共下水道施設管理事業	2,700,000	2,700,000	2,700,000	円	円	円	円
2 事業費	1 下水道施設整備費	公共下水道施設整備事業	127,244,000	63,480,000	25,600,000	25,500,000	25,000,000	12,380,000	12,380,000
		農業集落排水施設整備事業	294,182,000	256,691,000	118,064,000	130,600,000	130,600,000	8,027,000	8,027,000
		浄化槽施設整備事業	3,948,000	3,128,000	2,748,000			380,000	380,000
	合計		428,074,000	325,999,000	5,448,000	143,664,000	156,100,000	20,787,000	20,787,000

平成25年度 登米市宅地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入特定財源	国県支出金	地方債	未収入特定財源
2 事業費	1 企業用地造成事業費	大洞地区事業	95,077,000	95,077,000	円	円	円	円
		長沼地区事業	6,503,000	4,538,000				4,538,000
		合 計	101,580,000	99,615,000				99,615,000

報告第3号

事故繰越し繰越計算書について

平成25年度登米市一般会計予算の事故繰越しについて、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により報告する。

平成26年6月12日提出

登米市長 布施孝尚

平成25年度 塩尻市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		翌年度 繰越額	既収入 特定財源	左の財源内訳			一般財源	説明
				支出済額	支出未済額			国県支出金	地方債	その他		
6 農林水産業費	1 農業費	畜産振興事業	35,530,920	35,530,920		35,531,000					35,531,000	東日本大震災に伴う復旧・復興事業に係る事業の集中により、資材の確保に不測の日数を要したため。
8 土木費	6 住宅費	災害公営住宅整備事業	360,741,300	7,008,000	353,733,300	35,265,700	388,999,000				340,372,000	建設用地の取得及び関係機関との協議(開発許可、道路位置指定協議)に不測の日数を要したため。
11 災害復旧費	3 文教施設災害復旧費	社会教育施設災害復旧事業	70,346,340	41,075,500	29,270,840	29,271,000	29,248,000				23,000	人札不調(中止)による復旧・復興事業に係る事業の集中により労働需要が急増し、人員の確保に不測の日数を要したため。
	合 計		466,618,560	48,083,500	418,535,060	35,265,700	453,801,000	29,248,000			340,372,000	84,181,000

報告第 4 号

平成 25 年度登米市水道事業会計予算の繰越計算書について

平成 25 年度登米市水道事業会計予算について、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により報告する。

平成 26 年 6 月 12 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

平成25年度登米市水道事業会計予算繰越計算書

1 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
					企業債	負担金・補償金	国庫補助金	出資金		
11 資本的支出	1 取水施設整備	124,920,000	71,205,390	52,385,000	36,600,000	1,597,000	13,260,000	928,000	1,329,610	用地買収に係る地図(公園)において、縮尺の異なる地図の接続部分が異なつていて、地図の修正方法等について法務局との協議に日数を要し、年度内の完成が困難となつたもの。
	2 淨水施設整備	126,325,000	86,210,250	32,940,000	30,000,000			2,940,000	7,174,750	原水水質悪化に伴う力ビ臭対策(活性炭処理設備)の工事増により、厚生労働省へが道事業の認可審査が必要となつたもの、年度内の完成が困難となつたもの。
	3 配水管整備	519,620,000	286,825,362	119,028,000	34,144,000			84,884,000	113,766,638	長沼ダム工事・国道改良工事等の工期変更による遅延、開発申請許可に日数を要したため、年度内の完成が困難となつたもの。
	4 鋼鉄管更新	83,160,000	47,703,600	35,100,000	11,000,000			7,080,000	8,536,000	布設管路の早期更新を進めるため、工事区間の延長施工を行うことにより、年度内の完成が困難となつたもの。
	5 整備	38,577,000	3,176,250	35,316,000	10,000,000			10,640,000	10,600,000	緊急断水設置箇所が遺跡となつてゐるため、県教育委員会と埋蔵文化財の協議に日数を要したことによる、年度内の完成が困難となつたもの。
	計	892,602,000	495,120,852	274,769,000	87,600,000	34,144,000	20,721,000	30,940,000	101,364,000	122,712,148

報告第 5 号

平成 25 年度登米市病院事業会計予算の繰越計算書について

平成 25 年度登米市病院事業会計予算について、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により報告する。

平成 26 年 6 月 12 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

(別紙)

平成25年度登米市病院事業会計予算繰越計算書

1 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款項	事業名	予算計上額	支払義務額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			翌年度繰越額に係る繰入限度額 の賃入限度額	説明
					国県補助金	企業債	出資金		
1 資本的 支出	1 建設改良費 による 発電や 医療機器 新設 非常事 件	円	円	円				円	円
		34,706,000	17,220,000	17,486,000	14,946,500			2,539,500	建設改良事業の工期確保のため。
計		34,706,000	17,220,000	17,486,000	14,946,500			2,539,500	

議案第 83 号

登米市いじめ問題対策連絡協議会条例の制定について

登米市いじめ問題対策連絡協議会条例を次のとおり制定するものとする。

平成 26 年 6 月 12 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

登米市いじめ問題対策連絡協議会条例

(設置)

第 1 条 いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 14 条第 1 項の規定に基づき、登米市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 連絡協議会は、法第 14 条第 1 項に規定するいじめの防止等に關係する機関及び団体の連携の推進に關し必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図るものとする。

(組織)

第 3 条 連絡協議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 児童等の保護者
- (2) 市の職員
- (3) 市立学校の校長
- (4) 市教育研究所長
- (5) 市けやき教室所長
- (6) 県教育事務所の職員
- (7) 県児童相談所の職員
- (8) 地方法務局の職員
- (9) 県警察の職員
- (10) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の

任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることがある。

(会長及び副会長)

第5条 連絡協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、連絡協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 連絡協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 連絡協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 連絡協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 連絡協議会は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、会長が連絡協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 84 号

登米市いじめ防止対策調査委員会条例の制定について

登米市いじめ防止対策調査委員会条例を次のとおり制定するものとする。

平成 26 年 6 月 12 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

登米市いじめ防止対策調査委員会条例

(設置)

第 1 条 いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 14 条第 3 項の規定に基づき、登米市いじめ防止対策調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申し、又は意見を具申する。

- (1) いじめの防止等のための有効な対策に関する事項
- (2) 法第 23 条第 2 項の規定による報告に係る事案、法第 28 条第 1 項に規定する重大事態その他の市立学校に在籍する児童等に係るいじめの事案

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 医師
- (3) 臨床心理士
- (4) 司法書士
- (5) 人権擁護委員
- (6) 民生委員・児童委員
- (7) 教育相談に関し専門的な知識を有する者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の

任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることがある。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(登米市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 登米市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年登米市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表障害児就学指導委員会の項の次に次のように加える。

登米市いじめ 防止対策調査 委員会	委員長	日額	7,000円	職員旅費適用	1,800円
	委員	日額	6,000円	職員旅費適用	1,800円
	委員（医師等）	日額	30,000円以内	職員旅費適用	1,800円

議案第 85 号

登米市いじめ調査結果検証等委員会条例の制定について

登米市いじめ調査結果検証等委員会条例を次のとおり制定するものとする。

平成 26 年 6 月 12 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

登米市いじめ調査結果検証等委員会条例

(設置)

第 1 条 いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 30 条第 2 項の規定に基づき、登米市いじめ調査結果検証等委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、法第 28 条第 1 項の規定による調査の結果その他同項に規定する重大事態に関する重要事項を調査審議し、答申し、又は意見を具申する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 6 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 医師
- (3) 弁護士
- (4) 民生委員・児童委員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるものほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(登米市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 登米市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年登米市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表学校給食運営審議会の項の前に次のように加える。

登米市いじめ 調査結果検証 等委員会	委員長	日額	7,000円	職員旅費適用	1,800円
	委員	日額	6,000円	職員旅費適用	1,800円
	委員（医師等）	日額	30,000円以内	職員旅費適用	1,800円

議案第 86 号

登米市税条例及び登米市税条例の一部を改正する条例の一部を 改正する条例について

登米市税条例（平成 17 年登米市条例第 65 号）及び登米市税条例の一部を改正する条例（平成 25 年登米市条例第 50 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 26 年 6 月 12 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

登米市税条例及び登米市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 (登米市税条例の一部改正)

第 1 条 登米市税条例（平成 17 年登米市条例第 65 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 2 項中「外国法人」を「法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下この節において「外国法人」という。）」に、「その事業が行われる場所で地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号。以下「令」という。）第 46 条の 4 に規定する場所をもって」を「恒久的施設（法人税法第 2 条第 12 号の 18 に規定する恒久的施設をいう。）をもって、」に改め、同条第 3 項中「令」を「地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号。以下「令」という。）」に改める。

第 33 条第 5 項中「第 23 条第 1 項第 16 号」を「第 23 条第 1 項第 17 号」に改める。

第 34 条の 4 中「100 分の 12.3」を「100 分の 9.7」に改める。

第 48 条第 2 項中「法の施行地に」の次に「本店若しくは」を加え、「、法の施行地外にその源泉がある所得について」を削り、同条第 5 項中「第 74 条第 1 項」の次に「又は第 144 条の 6 第 1 項」を加え、「第 145 条」を「第 144 条の 8」に改める。

第 52 条第 1 項中「第 74 条第 1 項」の次に「又は第 144 条の 6 第 1 項」を加える。

第 57 条及び第 59 条中「第 10 号の 7」を「第 10 号の 9」に改める。

第 82 条第 1 号ア中「1,000 円」を「2,000 円」に改め、同号イ中「1,200 円」を「2,000 円」に改め、同号ウ中「1,600 円」を「2,400 円」に改め、同号エ中「2,500 円」を「3,700 円」に改め、同条第 2 号ア中「2,400 円」を「3,600 円」に、「3,100 円」を「3,900 円」に、「5,500 円」を「6,900 円」に、「7,200 円」を「10,800 円」に、「3,000 円」を「3,800 円」に、「4,000 円」を「5,000 円」に改め、「専ら雪上を走行するものの 年額 2,400 円」を削り、同号イ中「1,600 円」を「2,400 円」に、「4,700 円」

を「5,900円」に改め、同条第3号中「4,000円」を「6,000円」に改める。

附則第4条の2中「第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで）の次に「及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「公益法人等（同条第6項から第10項まで）を「公益法人等（同条第6項から第11項まで）に、「を同法第40条第3項」を「を同条第3項」に、「租税特別措置法第40条第6項から第10項まで」を「同法第40条第6項から第11項まで」に改める。

附則第6条を次のように改める。

第6条 削除

附則第6条の2を削る。

附則第7条の4中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条第1項」に改める。

附則第8条第1項中「平成27年度」を「平成30年度」に改める。

附則第10条の2の見出し中「附則第15条第2項第6号等」を「附則第15条第2項第1号等」に改め、同条第3項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第2項中「附則第15条第9項」を「附則第15条第8項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第1項を第4項とし、同項の前に次の3項を加える。

法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

2 法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

3 法附則第15条第2項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第10条の2に次の2項を加える。

7 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

8 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

附則第10条の3に次の1項を加える。

9 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第16条を次のように改める。

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第82条第2号イ				
5,000円	3,800円	10,800円	6,900円	3,900円
6,000円	4,500円	12,900円	8,200円	4,600円

附則第17条の2第1項及び第2項中「平成26年度」を「平成29年度」に改める。

附則第19条第1項中「第33条及び第34条の3」を「第33条第1項及び第2項並びに第34条の3」に改める。

附則第19条の2第2項中「租税特別措置法」を「第37条の10第1項」に、「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」を「第37条の11第1項」に改める。

附則第19条の3第2項中「同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等」を「株式等」に改め、「取得をしたものと」の次に「、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した市民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと」を加える。

附則第21条第1項中「平成21年度分から平成25年度分までの固定資産税に係る第56条の規定の適用については、同条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「公益社団法人若しくは公益財団法人（法附則第41条第3項の規定により公益社団法人又は公益財団法人とみなされる法人を含む。）とする。」を「第56条の規定は、法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について法附則第41条第3項の規定の適用を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人について準用する。この場合において、第56条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第3項に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人」

と読み替えるものとする。」に改め、同条第2項を削る。

附則第21条の2中「附則第41条第15項各号」を「附則第41条第9項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「附則第41条第15項」を「附則第41条第9項」に改める。

附則第22条から23条までを削る。

附則第24条を附則第22条とし、附則第25条を附則第23条とする。

(登米市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 登米市税条例の一部を改正する条例（平成25年登米市条例第50号）の一部を次のように改正する。

附則第20条の5を削る改正規定の次に次のように加える。

附則第21条の2中「附則第41条第9項各号」を「附則第41条第8項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「附則第41条第9項」を「附則第41条第8項」に改める。

附則第1条第3号中「改正規定」の次に「(附則第20条の4第5項第3号の改正規定中「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分を除く。)」を加える。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中登米市税条例第34条の4の改正規定及び次条第7項の規定 平成26年10月1日
- (2) 第1条中登米市税条例附則第4条の2及び第19条の3第2項の改正規定、第22条から第23条までを削る改正規定並びに附則第24条を附則第22条とし、附則第25条を附則第23条とする改正規定並びに次条第2項及び第3項の規定 平成27年1月1日
- (3) 第1条中登米市税条例第82条の改正規定並びに附則第4条及び第6条（第1条の規定による改正後の登米市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条に係る部分を除く。）の規定 平成27年4月1日
- (4) 第1条中登米市税条例第23条、第48条、第52条第1項及び附則第16条の改正規定並びに次条第4項、附則第5条及び第6条（新条例附則第16条に係る部分に限る。）の規定 平成28年4月1日
- (5) 第1条中登米市税条例第33条第5項、附則第7条の4、第19条第1項及び第19条の2第2項の改正規定 平成29年1月1日
- (6) 第1条中登米市税条例第57条及び第59条の改正規定 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日
(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第4条の2の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第19条の3第2項の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 4 新条例第33条第5項、附則第7条の4及び第19条第1項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 5 新条例附則第19条の2第2項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 6 次項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。
- 7 新条例第34条の4の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成25年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第10条の2第1項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第2項第1号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 新条例附則第10条の2第2項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第2号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例附則第10条の2第3項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第3号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 新条例附則第10条の2第7項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第37項に規定する設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

6 新条例附則第10条の2第8項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第38項に規定する機器に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

7 新条例附則第10条の3第9項の規定は、平成26年4月1日以後に耐震改修が行われる同項に規定する耐震基準適合家屋に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例第82条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第5条 新条例附則第16条の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第16条の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。

第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第82条及び新条例附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第82条第2号イ	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
新条例附則第16条の表以外の部分	第82条	登米市税条例の一部を改正する条例（平成26年登米市条例第号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条

新条例附則第16条の表第82条第2号イの項	第82条第2号イ	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号イ
	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

議案第 87 号

登米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

登米市国民健康保険税条例（平成 17 年登米市条例第 138 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 26 年 6 月 12 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

登米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

登米市国民健康保険税条例（平成17年登米市条例第138号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「14万円」を「16万円」に改め、同条第4項ただし書中「12万円」を「14万円」に改める。

第18条第1項中「第24条の37第1項」を「第24条の36」に改める。

第23条中「14万円」を「16万円」に、「12万円」を「14万円」に改め、同条第2号中「（当該納税義務者を除く。）」を削り、同条第3号中「35万円」を「45万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の登米市国民健康保険税条例の規定は、平成 26 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 25 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 88 号

登米市火災予防条例の一部を改正する条例について

登米市火災予防条例（平成 17 年登米市条例第 215 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 26 年 6 月 12 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

登米市火災予防条例の一部を改正する条例

登米市火災予防条例（平成 17 年登米市条例第 215 号）の一部を次のように改正する。

「第 5 章 避難管理（第 35 条—第 42 条）」を「第 5 章 避難管理（第 35 条—第 42 条）」に改める。
「第 5 章の 2 屋外催しに係る防火管理（第 42 条の 2 ・ 第 42 条の 3 ）」に改める。

第 18 条第 1 項第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(9)の 2 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあっては、消火器の準備をした上で使用すること。

第 19 条第 2 項中「第 9 号」を「第 9 号の 2 」に改める。

第 21 条第 2 項及び第 22 条中「及び第 9 号」を「、第 9 号及び第 9 号の 2 」に改める。

第 5 章の次に次の 1 章を加える。

第 5 章の 2 屋外催しに係る防火管理

（指定催しの指定）

第 42 条の 2 消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等（令第 5 条の 2 第 1 項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。）の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定しなければならない。

2 消防長は、前項の規定により指定催しを指定しようとするときは、あらかじめ、当該催しを主催する者の意見を聴かなければならない。ただし、当該催しを主催する者から指定の求めがあったときは、この限りでない。

3 消防長は、第 1 項の規定により指定催しを指定したときは、遅滞なくその旨を当該

指定催しを主催する者に通知するとともに、公示しなければならない。

(屋外催しに係る防火管理)

第 42 条の 3 前条第 1 項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の 14 日前までに（当該指定催しを開催する日の 14 日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

- (1) 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。
- (2) 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。
- (3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第 45 条において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。
- (4) 対象火気器具等に対する消火設備に関すること。
- (5) 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること。

2 前条第 1 項の指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する日の 14 日前までに（当該指定催しを開催する日の 14 日前の日以後に前条第 1 項の指定を受けた場合にあっては、消防長が定める日までに）、前項の規定による計画を消防長に提出しなければならない。

第 45 条に次の 1 号を加える。

- (6) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設（対象火気器具等を使用する場合に限る。）

第 49 条に次の 1 号を加える。

- (4) 第 42 条の 3 第 2 項の規定に違反して、同条第 1 項に規定する火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった者

第 50 条中「法人の代表者」を「法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人」に、「各本条に係る罰金刑」を「、同条の刑」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、この条例の施行の日から起算して 14 日を経過する日までに終了する催しについては、改正後の登米市火災予防条例第 42 条の 2 及び第 42 条の 3 の規定は適用しない。

議案第 89 号

登米市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

登米市水道事業給水条例（平成 17 年登米市条例第 219 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 26 年 6 月 12 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

登米市水道事業給水条例の一部を改正する条例

登米市水道事業給水条例（平成 17 年登米市条例第 219 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条第 2 項を削る。

別表第 2 中

「

4 給水装置工事しゅん工検査手数料		
(1) 中口径及び大口径の工事（廃止工事を除く。）	1 件	5,000
(2) 小口径 10 株以上の新設、増設、改造、移設工事	1 件	5,000
(3) 小口径 10 株未満の新設、増設、改造、移設工事	1 件	3,000
(4) 廃止工事（全口径）	1 件	2,000
5 水質検査手数料		
(1) 飲料水検査		
ア 一括検査		
水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）の表（以下「水質基準表」という。）中 1 の項、2 の項、10 の項、37 の項及び 45 の項から 50 の項までの検査	1 件	10,000
イ 個別項目検査		
(ア) 複雑なもの（水質基準表中 13 の項から 19 の項まで、21 の項から 24 の項まで、26 の項から 30 の項まで、40 の項から 42 の項まで及び 44	1 項目	27,000

を

の項の検査)		
(イ) 一般的なもの(水質基準表中3の項から8の項まで、10の項、11の項、20の項及び31の項から36の項までの検査)	1項目	5,800
(ウ) 簡易なもの(水質基準表中1の項、2の項、37の項から39の項まで及び45の項から50の項までの検査)	1項目	1,900
(2) その他の水質検査		
(ア) 複雑なもの(総トリハロメタン)	1項目	27,000
(イ) 一般的なもの(生物化学的酸素要求量、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、重金属、フッ素、大腸菌群最確法)	1項目	5,800
(ウ) 簡易なもの(大腸菌群、PH値、塩素イオン濃度、化学的酸素要求量、アンモニア性窒素、浮遊物質)	1項目	1,900

」

「

4 給水装置工事しゅん工検査手数料		
(1) 中口径及び大口径の工事(廃止工事を除く。)	1件	5,000
(2) 小口径10栓以上の新設、増設、改造、移設工事	1件	5,000
(3) 小口径10栓未満の新設、増設、改造、移設工事	1件	3,000
(4) 廃止工事(全口径)	1件	2,000

に

」

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 90 号

登米市企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について

登米市企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成 20 年登米市条例第 30 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 26 年 6 月 12 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

登米市企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

登米市企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成 20 年登米市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「平成 26 年 3 月 31 日」を「平成 28 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の登米市企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例（事項において「新条例」という。）の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

2 新条例の規定により固定資産税の課税免除を受けようとする者に係る新条例第 3 条第 1 項の規定による申請書の提出期限が、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に到来する場合においては、同項の規定による申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、施行日から起算して 30 日以内とする。

議案第 91 号

登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例について

登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免に関する条例（平成 23 年登米市条例第 19 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 26 年 6 月 12 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例

登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免に関する条例（平成 23 年登米市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び平成 25 年度分」を「から平成 26 年度分まで」に改める。

第 4 条第 2 項中「平成 25 年度」を「平成 26 年度まで」に、「平成 26 年 3 月末日」を「平成 27 年 3 月末日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 92 号

建設工事委託に関する基本協定の締結について

次のとおり建設工事委託に関する基本協定を締結することにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年登米市条例第 73 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 26 年 6 月 12 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

- | | |
|-----------|--|
| 1 協 定 名 | 登米市公共下水道佐沼環境浄化センターの建設工事委託に関する基本協定 |
| 2 協 定 内 容 | 登米市公共下水道佐沼環境浄化センター建設工事委託 |
| 3 協 定 金 額 | 1, 339, 000, 000 円 |
| 4 協定の相手方 | 東京都文京区湯島二丁目 31 番 27 号
日本下水道事業団
理事長 谷 戸 善 彦 |

議案第 93 号

財産の取得について

次のとおり財産の取得契約を締結することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年登米市条例第 73 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 26 年 6 月 12 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 災害対応特殊消防ポンプ自動車 C D – I 型購入 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約金額 | 36,180,000 円 |
| 4 契約の相手方 | 宮城県大崎市古川中里一丁目10番29号
合資会社 古川ポンプ製作所
代表社員 氏 家 英 喜 |

議案第 94 号

財産の取得について

次のとおり財産の取得契約を締結することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年登米市条例第 73 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 26 年 6 月 12 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 可搬消防ポンプ付軽四輪駆動（デッキバン）積載車購入 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約金額 | 20,790,000 円 |
| 4 契約の相手方 | 宮城県仙台市太白区鈎取本町一丁目10番1号
日本防災工業株式会社仙台営業所
所長 濱 田 善 弘 |

議案第 95 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり市道路線を認定することについて、同条第 2 項に規定により、議会の議決を求める。

平成 26 年 6 月 12 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

路線番号	路 線 名	起 点 終 点	延 長 (m)	幅 員 (m)
53447	上町裏線	登米市豊里町 横町123番 地先 登米市豊里町 上町裏128番6 地先	78.1	6.0～ 14.4

議案第 96 号

登米市辺地総合整備計画の策定及び変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項及び同条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定により、登米市辺地総合整備計画を別添のとおり策定及び変更するものとする。

平成 26 年 6 月 12 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

議案第 97 号

登米市過疎地域自立促進計画の変更について

過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 6 条第 7 項において準用する同条第 1 項の規定により、登米市過疎地域自立促進計画を別添のとおり変更するものとする。

平成 26 年 6 月 12 日提出

登米市長 布 施 孝 尚